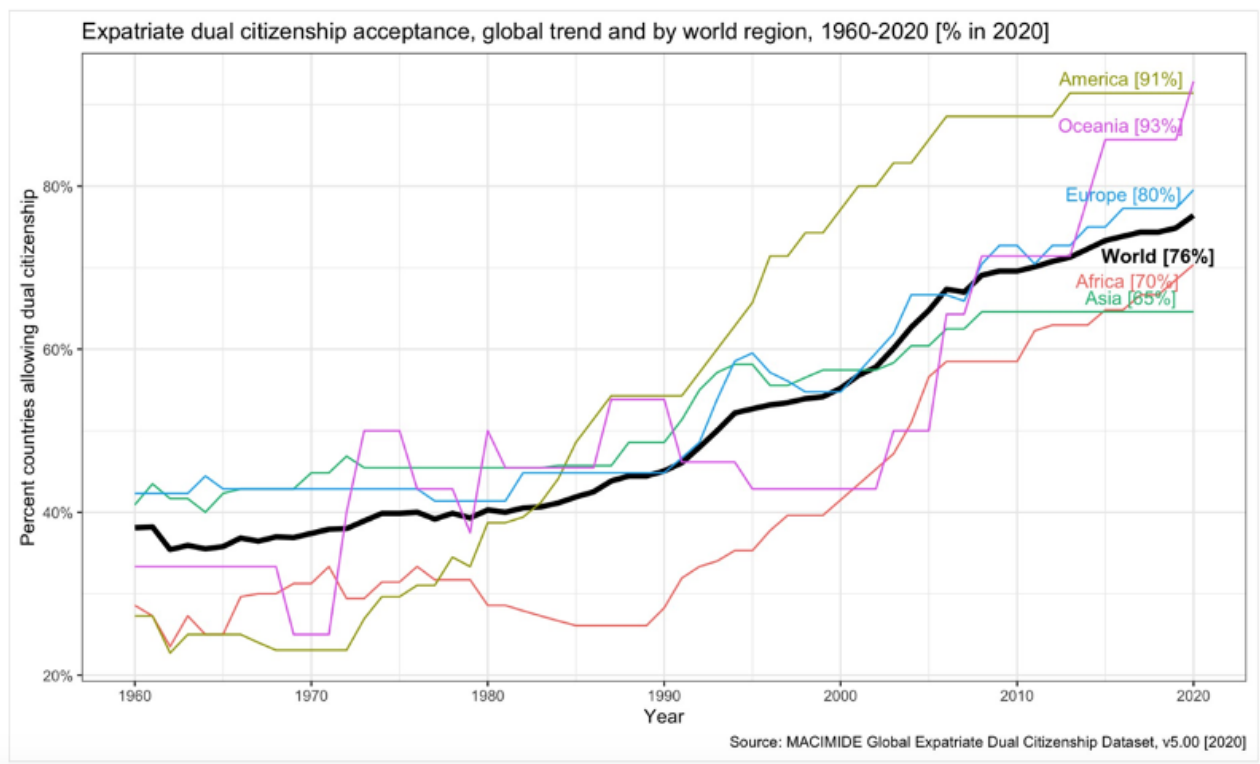


資料4 複数国籍と日本国憲法

- ◎複数国籍に肯定的な国の激増。
- ◎複数国籍の防止解消は国際的な原則ではない（過去も今も）。
- ◎複数国籍は必然。日本国憲法も複数国籍を前提にしている。
- ◎複数国籍のメリット（社会と個人）。憲法原理の要請を促進。
- ◎日本の国籍法も複数国籍の解消を本人の意思に委ねている。

1 世界の76.9%の国が複数国籍に寛容・肯定的



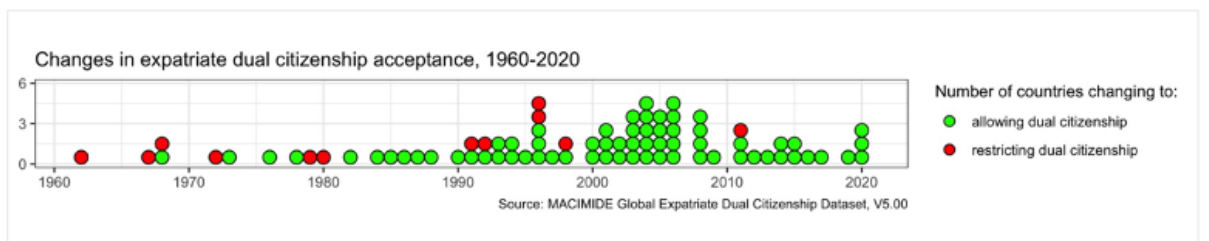
<https://macimide.maastrichtuniversity.nl/dual-cit-database/>

自国民が自発的に他国の国籍（市民権）を取得した場合（複数国籍を最も容易に防止できる場面）に自動的に原国籍を失わせない国（複数国籍に肯定的な国）の増加傾向を示すグラフ。

1960年には、複数国籍に対する否定的なアプローチの国が62%。

2020年には、76.9%（150カ国）が肯定的。否定的なのは日本を含めて45カ国のみ。

（菅原真 『「『国籍唯一の原則』の再検討』——MACIMIDEの調査結果にみる重国籍容認国の国際的拡大——』（2023年）、甲216）



2 複数国籍は必然

(1) 「主権尊重の原則」(「国内管轄の原則」)：国籍立法に関する国際法上の原則

いかなる国も、自国の「対人主権の範囲を画するもの」として自国の国籍の得喪に関する定めを設けることはできても、他国の「対人主権の範囲を画するもの」である他国の国籍の得喪に関する定めを設けることはできない。(江川英史他16～17頁(1997年)甲74。木棚照一31～33頁(2021年)甲203。永田誠95頁(1986年)甲27。近藤敦7頁(2019年)甲93)

生地主義と血統主義の同時適用、血統主義と血統主義の同時適用など、主権尊重の原則の結果として、複数国籍は必然的に生じる。

→複数国籍の防止・解消を徹底しようとする、外国から国籍を与えられた自国民の国籍を剥奪することが必要。それは外国法の奴隷になること。

1898年、梅謙次郎委員「復国籍又ハ無国籍ト云フコトハ全ク避ケルコトハ出来ナイ全ク避ケルコトニ為レハ日本ノ法律カ外國ノ法律ノ奴隷ニ為ラナケレハナラヌ」(法典調査会速記録42頁、甲25)

複数国籍は、不可避的に発生して、防止は不可能。(現実)

(2) 「国籍単一の原則」は国際法上の原則ではなく国内政策の原則

ア 「国籍単一の原則」とは？

万国国際法学会は、1895年のケンブリッジ会期において「全ての人は1つの国籍をもたなければならない」「何人も二つの国籍を持つことはできない」という二個の原則を議決(江川英史他「国籍法〔第3版〕」16～17頁(1997年)、甲74)。

しかし、1930年の国籍法抵触条約(1930年。日本は未批准)も、上記2つの原則は法的効力のない前文(近藤敦「第1審意見書」12頁(2019年)、甲93)で「理想」として言及するのみで、複数国籍を防止する仕組みは設けなかった。背景には、移民送り出し国(イタリア等、自国民の確保を優先)と移民受け入れ国(米国等、原国籍の消滅を希望)の激しい対立があった。

兒玉政介『新国籍法論』(1937年、甲36。内務省内で満州国国籍法草案を検討した兒玉が、満州国国籍法の制定は“先進諸国の立法例”を参酌しその国独自の主義主張を按配して理想的法制を制定すべき絶好の機会であると考えて出版した文献)によると、兒玉が同文献で参照した外国34カ国の国籍法令のうち、外国国籍取と同時に旧国籍を失うべきと定める国として挙げられているのは9カ国のみ(日本を含めると10カ国)。兒玉は、外国国籍取と同時に旧国籍を失うとする要件は「二重国籍防止の為め必要缺くべからず規定であるが各國の立法例に於いては必ずしも之を一要件として規定して居らぬのである。」と解説(313～314頁、甲36)。

イ 主権尊重の原則を制約する国際法上の原則

- ① 差別禁止原則
- ② 無国籍防止原則
- ③ 専断的(恣意的)な国籍剥奪禁止原則

世界人権宣言15条

- 1 すべての人は国籍への権利を有する。
- 2 なんぴとも、専断的(恣意的)にその国籍を奪われてはならず、その国籍を変更する権利を否定されてはならない。

- ※ 国際法委員会が国連事務総長の求めで作成した1954年の報告書は、国籍法に関する国際法上の原則として存在しうるのは、国籍を誰に付与するかは各国がその主権をもって定めるということ（主権尊重の原則）のみであるとしており、国籍唯一の原則はそこに含まれていなかった。（YEARBOOK OF THE INTERNATIONAL LAW COMMISSION 1954 Volume II, Documents of the sixth session including the report of the Commission to the General Assembly、甲26）

→国籍単一の原則は、国際法上の原則ではない。国内政策上の原則。

3 日本国憲法と複数国籍

（1）憲法は複数国籍の存在と発生、存続を前提としている

現憲法が制定された当時の日本社会では、

- ① 出生地主義の国で日本国籍の男性を父として生まれた子で国籍留保を行った場合（当時の国籍法1条、20条ノ2）
- ② 外国国籍の女性が日本人の妻となることで日本国籍を当然取得し原国籍を維持している場合（同5条1号）
- ③ 外国国籍の男性が日本人の入夫となることで日本国籍を当然取得し原国籍を維持している場合（同5条2号）
- ④ 外国国籍の者が日本人の養子となり日本国籍を当然取得し原国籍を維持している場合（同5条4号）
- ⑤ 外国国籍の未成年者が日本国籍を有する父又は母により認知された場合（同5条3号、6条）
- ⑥ 外国国籍を志望取得して日本国籍を失った者がその外国国籍を保持したまま日本国籍を回復する場合（同26条）

など、さまざまな原因による複数国籍者が存在しており、かつ将来においても生じることが想定されていた。

それらの複数国籍者について現憲法は、日本国籍を離脱して外国国籍の単一国籍者となる自由を保障するとともに、日本国籍を離脱せず複数国籍者でありつづける自由も保障した（憲法22条2項）。

つまり現憲法は、複数国籍の発生と存続を当然の前提とする国籍法制が施行されている社会で制定され、内容においても複数国籍の発生と存続に対して何ら否定的な態度を示すことなく、複数国籍の解消を個人の自由意思に完全に委ねている。

（2）複数国籍には憲法原理上の要請を促進する効果がある

複数国籍を肯定する大多数の国では、複数国籍は、平和主義、民主主義、人権擁護などを促進する手段として歓迎され、国の安定、移住者の統合、移住者の安定した将来計画、移住者の複合的なアイデンティティへの対応に役立つとされている。

平和主義、民主主義（国民主権）、人権擁護は、まさに日本国憲法の基本原理であり、複数国籍の肯定は憲法の基本原理上の要請であるといえる。

（近藤敦「国籍離脱の自由の規範内容と複数国籍の合理性」（2022年）、甲213）